

第2次

那珂市男女共同参画プラン



はじめに



男女共同参画社会の実現を目指して

那珂市長 海野 徹

近年、急速に人口減少や少子高齢化が進行する中、社会経済のグローバル化や情報通信技術の進歩、また、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、我が国の社会情勢は将来の予測が難しく、変化が激しい時代を迎えております。このような変化に対応し、活力ある社会を築いていくためには、性別に関わりなく全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現が求められております。

当市では、平成20年に「那珂市男女共同参画プラン（第1次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。この第1次プランが平成29年度をもって計画期間満了となることに伴い、今般の社会情勢の変化や、男女共同参画社会実現に対する様々な課題への対応、関係法制度の改正などを踏まえ、これからの当市の男女共同参画社会実現に向けた指標となる「第2次那珂市男女共同参画プラン」を策定いたしました。今後も当プランに基づき、市民や事業者、関係団体の皆様とより一層の連携、協力を図りながら、各種施策を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、当プラン策定に当たり、アンケート等により御意見をいただきました市民の皆様や、熱心にご審議いただきました男女共同参画プラン策定委員会委員の皆様をはじめとする関係者の皆様に、心から御礼を申し上げます。

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の構成と期間	3

第2章 計画策定の背景

1	第1次那珂市男女共同参画プランの評価	5
2	市民アンケート等の結果の検証	8
3	今後の課題	22

第3章 基本構想

1	基本理念	23
2	計画策定の視点	24
3	計画の基本目標	25

第4章 基本計画

	基本目標1	27
	基本目標2	29
	基本目標3	31

第5章 資料編

【第2次那珂市男女共同参画プラン構成図】

ひとひと
男と女がともに 輝けるまち



基本理念

基本目標

基本方針

施策の方向

男女が互いを尊重し
認めあうまち

男女がともに 参画して
つくる まち

男女がともに仕事と生活の
調和がとれるまち

男女の人権及び
個性の尊重

あらゆる 分野での
男女共同 参画の推進

ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)
の推進

人権教育等
の推進

性別による
固定的役割
分担意識等
の改革

暴力による
人権侵害の
防止と被害
者への支援

男女共同参画
の啓発の充実

幼少期からの
男女共同参画
教育の推進

政策・ 方針
決定過 程への
女性参 画の
拡大

男女が共同
して参画する
地域活動の
促進

男女共同参画
の視点からの
防災・防犯体制
づくりの推進

ワーク・ライフ・
バランス
(仕事と生活の
調和)の啓発の
充実

女性の
就業支援

職場における
男女共同参画
の推進

男女がともに
担う子育て・
介護支援

ひとり親家庭
への支援

男女が共同
して参画する
家庭生活の
重要性の啓発

第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

当市では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画*する機会が確保され、かつともに責任を担う男女共同参画社会を実現するため、国や県の男女共同参画基本計画と整合性を図りながら、市民アンケート調査により当市の現状や課題を踏まえ、平成20年3月に「那珂市男女共同参画プラン（第1次）」（以下、「第1次プラン」という。）を策定（計画期間：平成20年度～平成29年度）し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

この間、社会情勢が大きく変化する中で、男女共同参画に対する市民の理解は徐々に進んできているものの、性別による固定的役割分担意識や、「平等」に対する男女の認識の違い、意識の矛盾等が根強く存在しています。また、仕事と家庭生活等との調和についての希望と現実のギャップ、女性に対する暴力件数の増加等、様々な場面における課題が存在しています。それらの課題を解決し、男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められています。

このような男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等に対応するとともに、国や県の計画を勘案し、第1次プランの目指してきたものを継承しつつ、これからの当市の男女共同参画の実現に向けた取組の方向性を示す計画として、「第2次那珂市男女共同参画プラン」（以下、「第2次プラン」という。）を策定します。

※「参画」とは

単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められています。

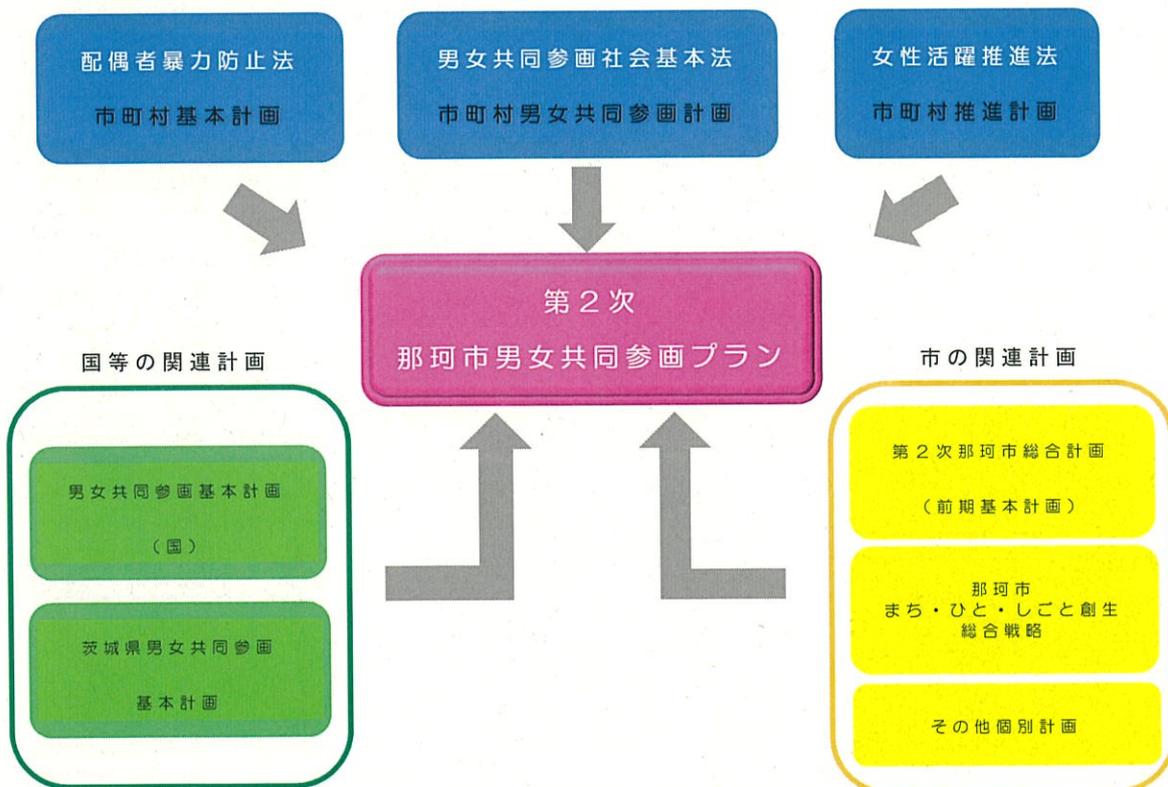
2 計画の位置づけ

(1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定された男女共同参画計画であり、国の「男女共同参画基本計画」及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画」を勘案した、当市の男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な計画です。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定された市町村推進計画を含み、一体としたものです。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に規定された市町村基本計画を含み、一体としたものです。

(4) 那珂市の「第2次那珂市総合計画（前期基本計画）」や「那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、他計画との整合性を図った計画です。



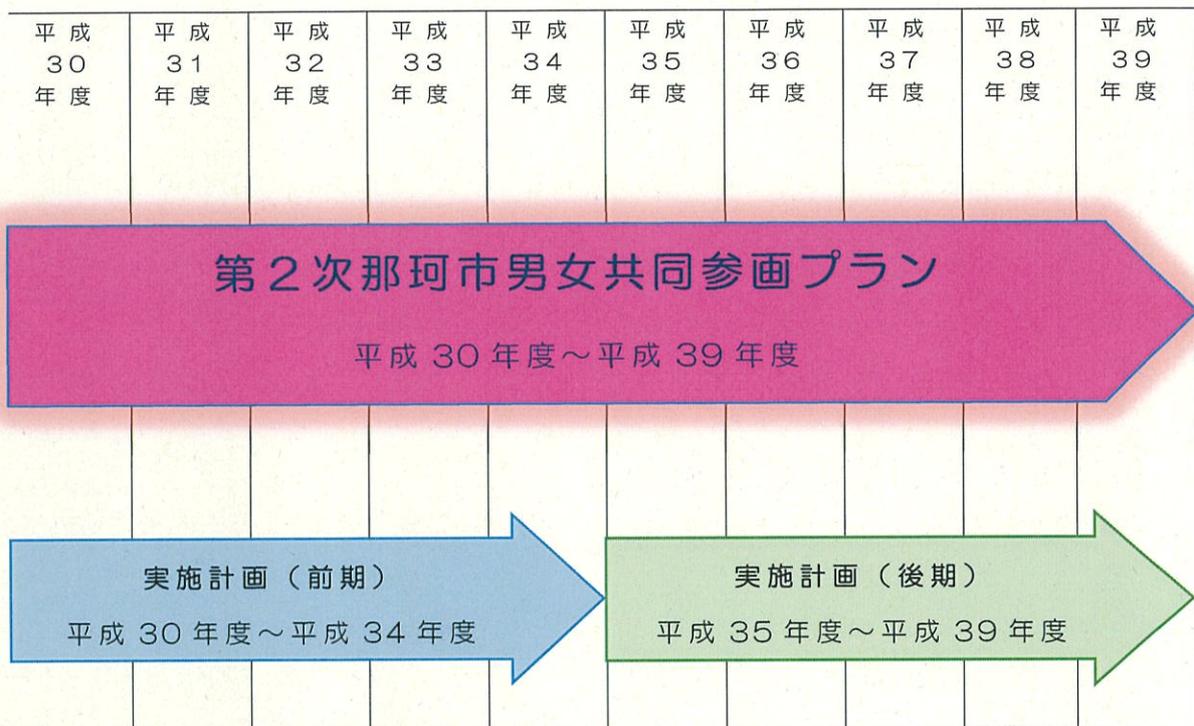
3 計画の構成と期間

この計画は、男女共同参画社会を実現するため、基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。なお、実施計画は当計画と策定期間が異なるため、別に定めます。

【那珂市男女共同参画プランの構成】



この計画の実施期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。
 ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。



なお、本計画中で用いる元号については、新たな元号が決定していないため、「平成」を用いています。

第2章

計画策定の背景



1 第1次那珂市男女共同参画プランの評価

平成20年3月に策定した第1次プランでは、それまでの実績や社会情勢の変化を踏まえ、4つの基本目標、7つの基本方針に基づき、施策の方向を定めました。

【第1次那珂市男女共同参画プランの構造】

基本理念	ひと ひと 男と女がともに輝けるまち			
基本目標	男女が互いに認めあ い尊重しあうまち	男女がともに家庭 と仕事を担うまち	男女がともに地域を 担うまち	市民と行政がともに 男女共同参画を推進 するまち
基本方針	男女共同参画への意 識づくり ----- 両性の尊重とあらゆる 暴力の根絶	安心して暮らせる ための支援 ----- 働く場における男 女共同参画の推進	地域における男女共 同参画の推進 ----- 政策・方針決定への女 性参画の拡大	市民と行政が協働す る推進体制の整備
施策 の 方向	男女共同参画の啓発 の充実 ----- 幼少期からの男女共 同参画教育の推進 ----- 生命と性を尊重した 教育と心身の健康づ くりへの支援 ----- あらゆる暴力の防止 と被害者支援体制の 整備	男女がともに担う 子育て支援 ----- 男女がともに担う 介護支援 ----- 男女がともに安全 に暮らせる生活環 境の推進 ----- 就労条件の改善と 公平な待遇の推進 ----- チャレンジ支援 ----- ワーク・ライフ・バ ランスの啓発	地域で支えあう支援 体制の充実 ----- 女性の意思決定への 参画促進	市民と行政の協働体 制の充実 ----- 男女共同参画の視点 に立った行政運営の 充実

また、10年間の計画期間を5年で区切って前期（平成20年度～平成24年度）・後期（平成25年度～平成29年度）とし、目標の実現を図るための具体的な取組を定めた実施計画を策定し、様々な事業に取り組んできました。

特に、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間とした後期実施計画においては、計画推進の目標とする成果目標を定めました。また、後期実施計画推進委員会を組織して進捗状況を把握し、進行管理を行ってきました。

【平成28年度の後期実施計画事業実施状況】

基本目標	事業 項目数	事業 実施数	実施率
男女が互いに認めあい尊重しあうまち	37	35	94.6%
男女がともに家庭と仕事を担うまち	32	32	100%
男女がともに地域を担うまち	19	18	94.7%
市民と行政がともに男女共同参画を推進するまち	15	15	100%

※事業全体の実施率：97.1%

【後期実施計画の成果目標及び調査結果】

基本目標	成果目標	目標値	H28年1月 市民アンケート 調査結果
男女が互いに認めあい尊重しあうまち	社会全体において男女の立場が「平等」と答えた市民の割合	30.0%	16.5%
男女がともに家庭と仕事を担うまち	家庭における男女の立場が「平等」と答えた市民の割合	50.0%	37.7%
男女がともに地域を担うまち	市の審議会・委員会等における女性の割合	30.0%	19.8%
市民と行政がともに男女共同参画を推進するまち	職場における男女の立場が「平等」と答えた市民の割合	35.0%	19.9%

平成28年度の後期実施計画事業実施状況を見ると、それぞれの基本目標に対する実施事業について実施率は90%以上で、事業全体における実施率は97.1%となっています。この値は、平成27年度の実施状況と比べると、5.8ポイント向上しており、後期実施計画実施において推進委員会を設置し、実施計画の進行管理を行ってきたことが、当プランの主管課である市民協働課だけでなく、各課室においても男女共同参画の視点に立った事業実施につながってきている結果だと思われます。

一方、後期実施計画の成果目標及び調査結果を見ると、成果目標で設定した目標値に対し、平成28年1月に調査した現状値は、すべて目標値に及ばない結果となっています。後期実施計画において計画していた事業はおおむね実施できているのに対し、目標値が達成できなかったという現状は、実施計画において計画した事業が、成果目標に反映されにくい設定となっていたためと考えられます。

以上のことから、第2次プラン及び第2次プランの実施計画においては、各目標に対する具体的な取組内容（事業）を見直すとともに、計画の目標とする値（目標指標）の設定方法も見直すこととしました。

2 市民アンケート等の結果の検証

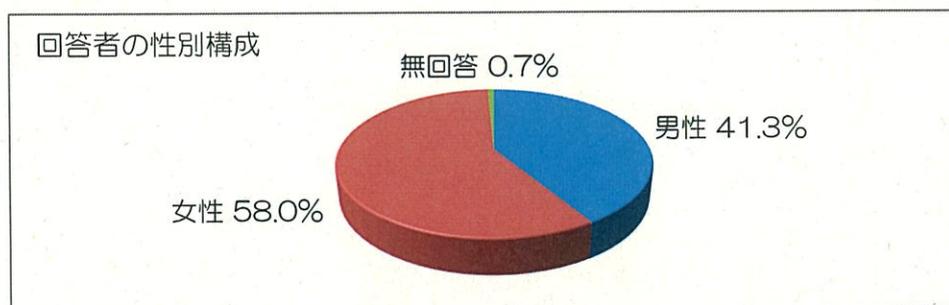
第2次那珂市男女共同参画プランを策定するにあたり、プランに掲げた目標の達成状況の確認や、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握してプラン策定の基礎資料とするため、市内在住者及び市内事業所に対し、アンケート調査を実施しました。

【調査方法】

	市民アンケート調査	事業所アンケート調査
対象	市内在住の20歳以上の男女2,000人	市内に所在する事業所120事業所
抽出方法	住民基本台帳による等間隔無作為抽出	市内に所在する事業所を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成28年1月15日～2月12日	平成29年2月24日～3月17日
回収状況	配布：2,000件 回収：814件 回収率：40.7%	配布：120件 回収：54件 回収率：45.0%

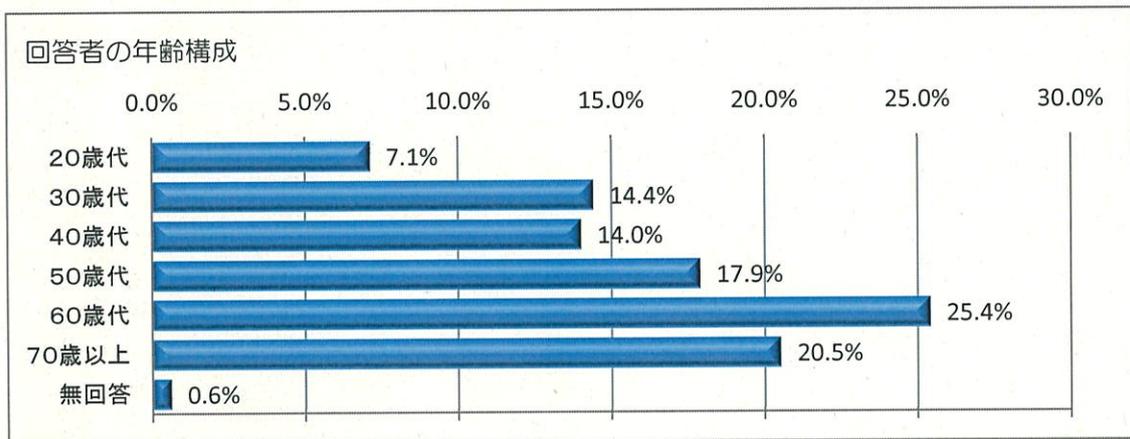
【回答者の性別構成】

選択肢	回収数	構成比	発送数	男女比
男性	336件	41.3%	985件	41.6%
女性	472件	58.0%	1,015件	58.4%
無回答	6件	0.7%		
合計	814件	100.0%	2,000件	100.0%



【回答者の年齢構成】

選択肢	回答数	構成比	発送数	回答率
20歳代	58件	7.1%	255件	22.7%
30歳代	117件	14.4%	308件	38.0%
40歳代	114件	14.0%	355件	32.1%
50歳代	146件	17.9%	348件	42.0%
60歳代	207件	25.4%	418件	49.5%
70歳以上	167件	20.5%	316件	52.8%
無回答	5件	0.6%		0.0%
合計	814件	100.0%	2,000件	40.7%



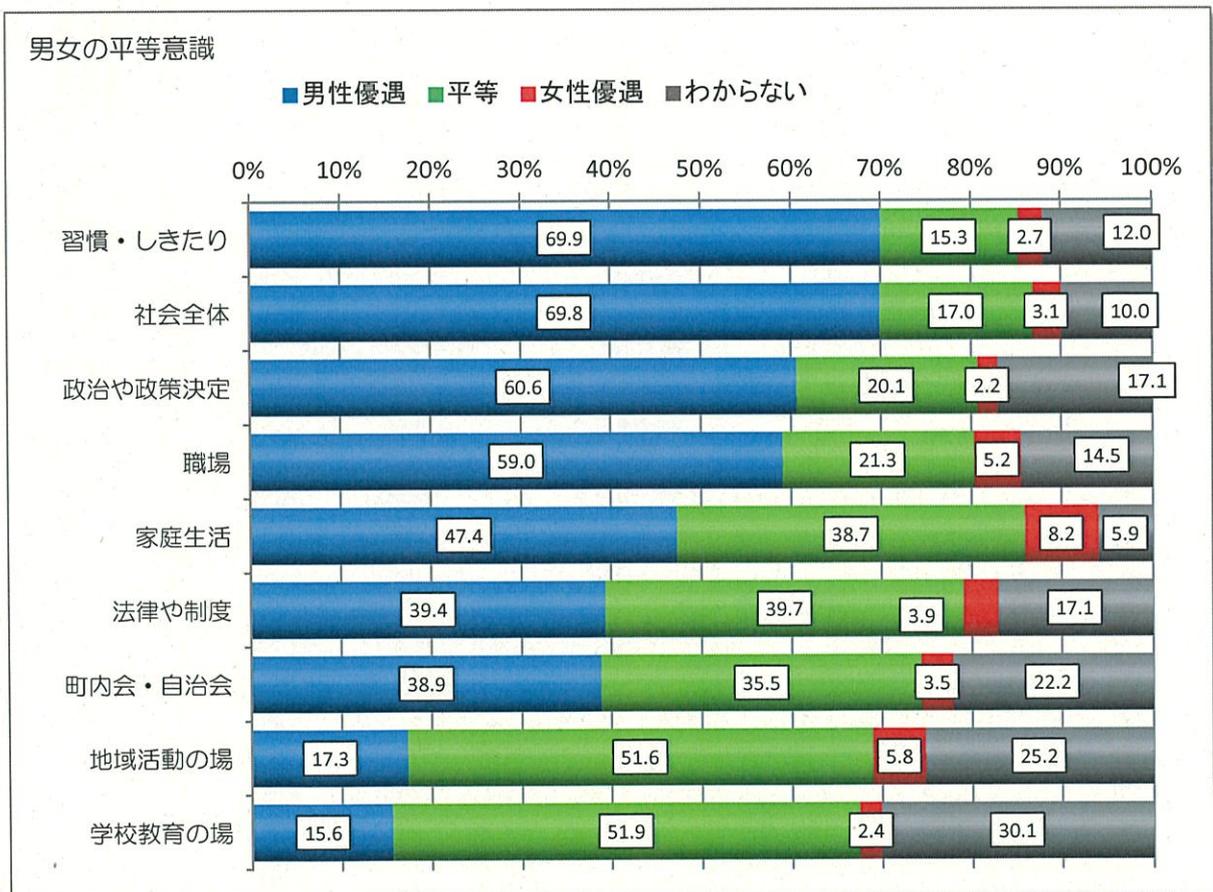
なお、この市民アンケート調査は、同じ質問項目を用い、平成18年度及び平成23年度にも実施しています。

(1) 男女の平等意識について

「現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか」との質問に対し、男女の地位が「平等」と回答している数値が50%を超えているのは、「学校教育の場」の51.9%、「地域活動の場」51.6%のみとなっています。

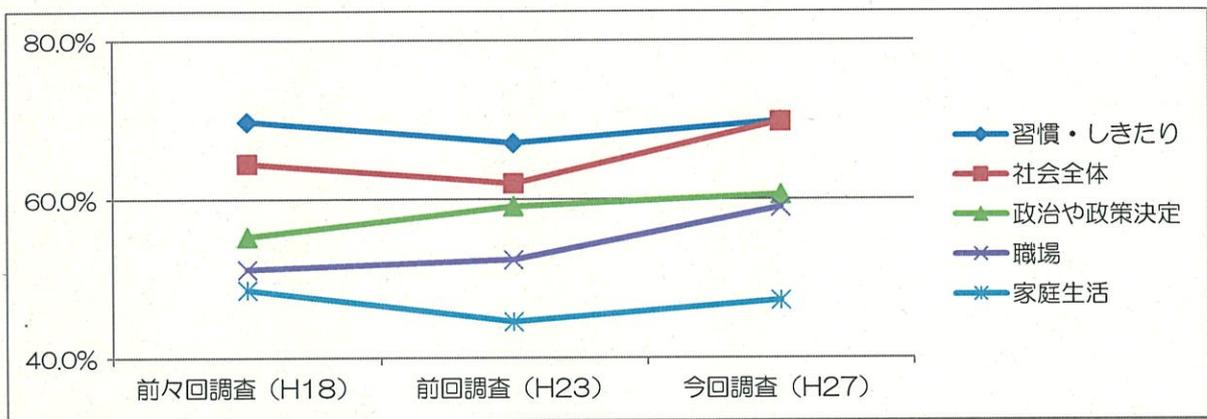
一方、「男性が優遇されている」と回答している数値が50%を超えているのは、「習慣・しきたり」が69.9%、「社会全体」が69.8%、「政治や政策決定」が60.6%、「職場」が59.0%となっており、全体的に見て、「女性が優遇されている」と回答している数値が「男性が優遇されている」と回答している数値を上回っている項目はありません。

大半の人が「平等」と感じている分野がある一方で、依然として「平等」になっていると感じている人よりも、「男性が優遇されている」と感じている人の方が多い項目が根強く残っていることを示した結果だと思われます。



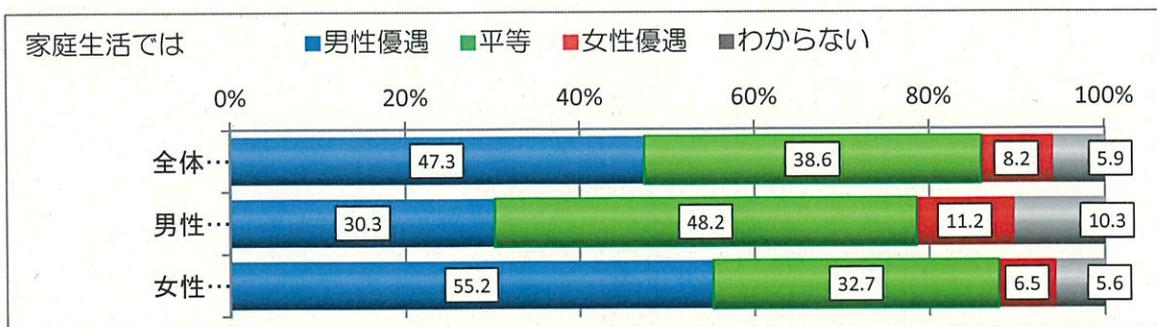
また、「男性が優遇されている」と回答した人の割合が多い上位5項目について、前々回、前回、今回調査の数値を比較してみます。

項目	前々回調査 (H18年度)	前回調査 (H23年度)	今回調査 (H27年度)
習慣・しきたり	69.8%	67.1%	69.9%
社会全体	64.5%	62.0%	69.8%
政治や政策決定	55.3%	59.1%	60.6%
職場	51.2%	52.4%	59.0%
家庭生活	48.6%	44.6%	47.3%



数値を見てみると、どの項目も同じような値で推移していることが分かります。これは、第1次プランに基づき男女共同参画社会の実現に向けた事業を推進してきたものの、「男性が優遇されている」と感じている人が多い状況が、依然として解消されていない項目が残っていることを示しています。これからのプランにおいては、これまでの事業内容を見直し、今までとは異なる視点で、人々の意識を変えていけるような、更なる事業展開が必要となると考えられます。

次に、家庭生活についての回答を見てみます。

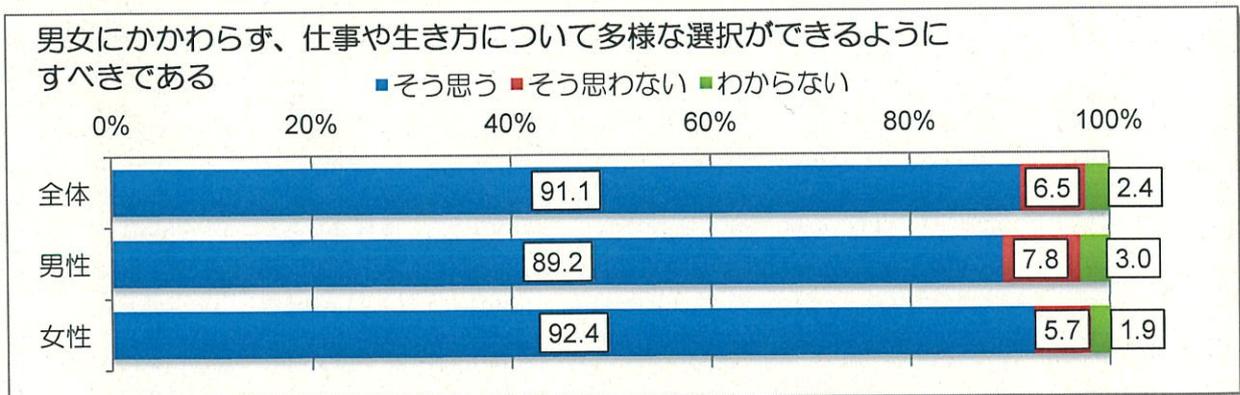
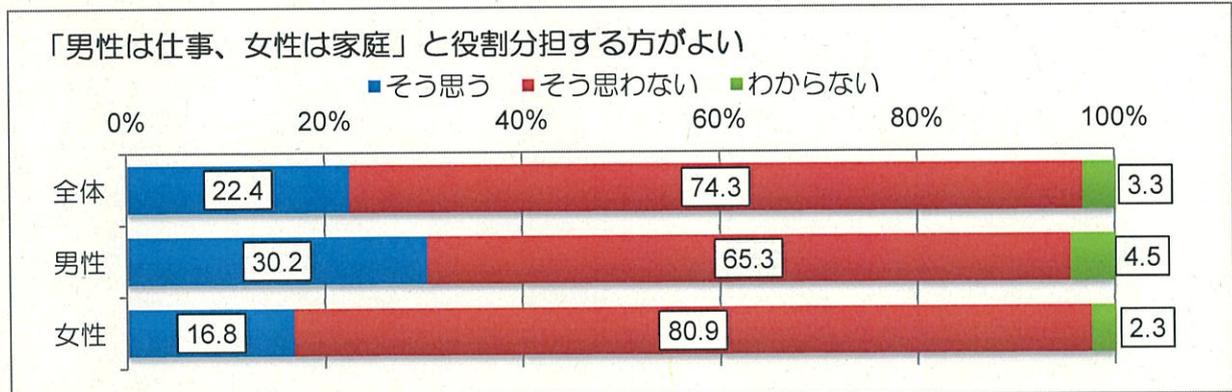
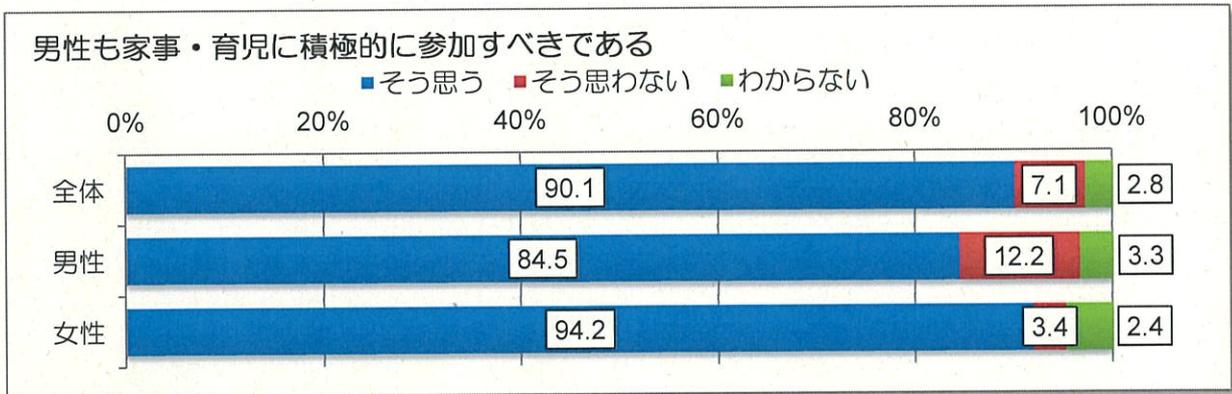


男性においては、「平等」と回答した割合が 48.2%で、「男性が優遇されている」と回答した割合 30.3%を上回っていますが、女性においては、「平等」と回答した割合が 32.7%、「男性が優遇されている」と回答した割合が 55.2%で、「男性が優遇されている」と回答した割合の方が高くなっています。これは、家庭生活において男性は「平等」だと思っている人が多いが、女性はそう感じていない、つまり男性と女性において「平等」と感じる意識に差があるのではないかと推察されます。男女共同参画社会の実現を目指すためには、この男女の意識の差を埋めていく事業が必要となると思われます。

(2) 性別による固定的役割分担意識について

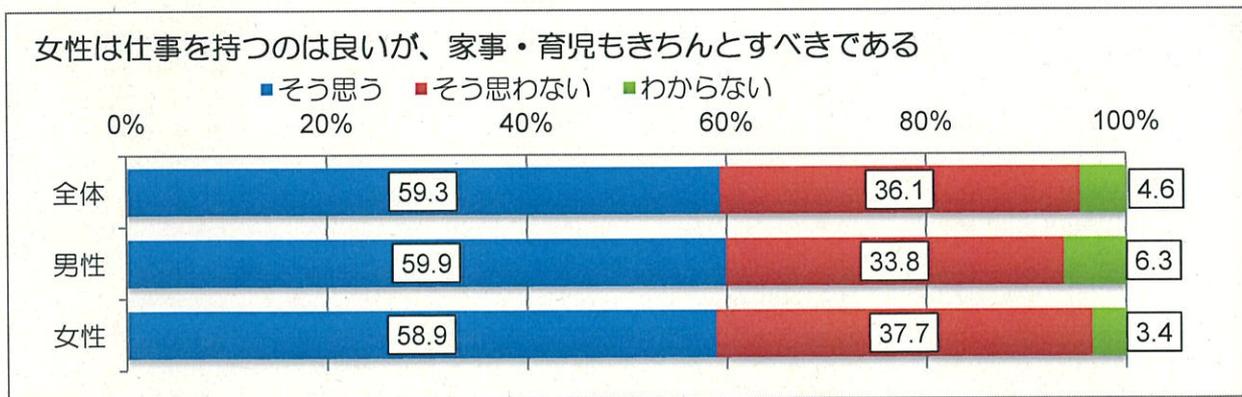
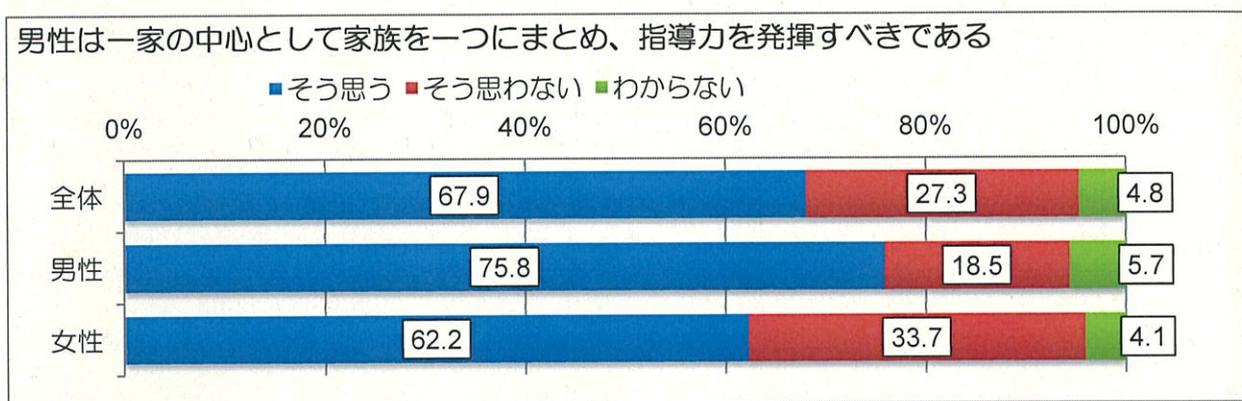
本来、性別を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男（夫）は外で働き、女（妻）は家庭を守るべきである。」「男は主要な業務、女は補助的業務」といった、性別を理由として役割を決めてしまう固定的な考え方を、「性別による固定的役割分担意識」といいます。

このことについて尋ねた質問項目の回答を見てみます。



「家事・育児は女性がするもの」「男性は仕事、女性は家庭」といった、性別による固定的役割分担意識について反対する意見が多くみられ、また仕事や生き方について、性別によらず、自分の意志で多様な選択をすることを支持する回答が多数を占めていることがわかります。平成11年に男女共同参画基本法が施行されてから、国を挙げて男女共同参画社会実現に向けて様々な施策が展開されてきましたが、男女共同参画社会実現の妨げの一因となっている、この性別による固定的役割分担意識については、一定の意識改革が進んでいる結果と考えられます。

一方、以下の項目について見てみます。

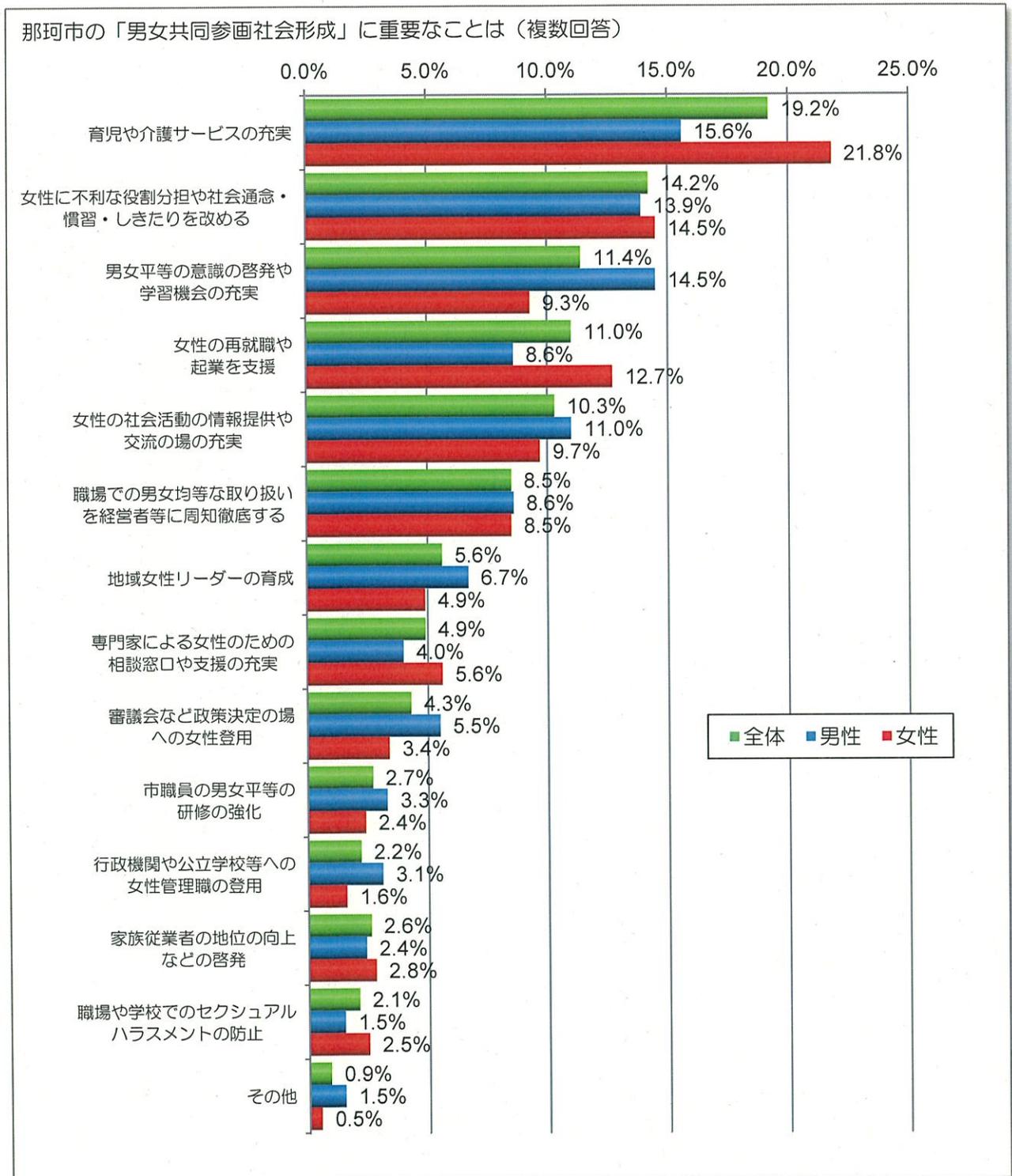


この2つの項目については、「そう思う」ことは悪いことではなく、見方によれば理想的なこと、当たり前なことと考える人もいるかもしれませんが、性別による固定的役割分担意識が解消されているのであれば、「男は一家の中心であるべき」「女性は仕事をしていても家事育児はきちんとすべき」といった、性別に起因する役割意識について、「そう思わない」数値が大半を占めるはずですが、結果はそうなっていません。前出の男女の平等意識のアンケート項目の中の「習慣・しきた

り」において、「男性が優遇されている」と答えた値が 60%を超えている状況が続いていることと照らし合わせてみると、意識的には男女の平等や共同参画についての理解は進んでいるものの、習慣やしきたり、昔から続いてきた考え方等からは脱却できない状況が続いていると思われます。このような状況を変革し、男女共同参画社会を実現していくためには、こういった「男性だから～すべき」「女性だから～すべき」といった性別による固定的役割分担意識について、引き続き改革を進めていくことが必要と考えられます。

(3) 男女共同参画社会を形成するために

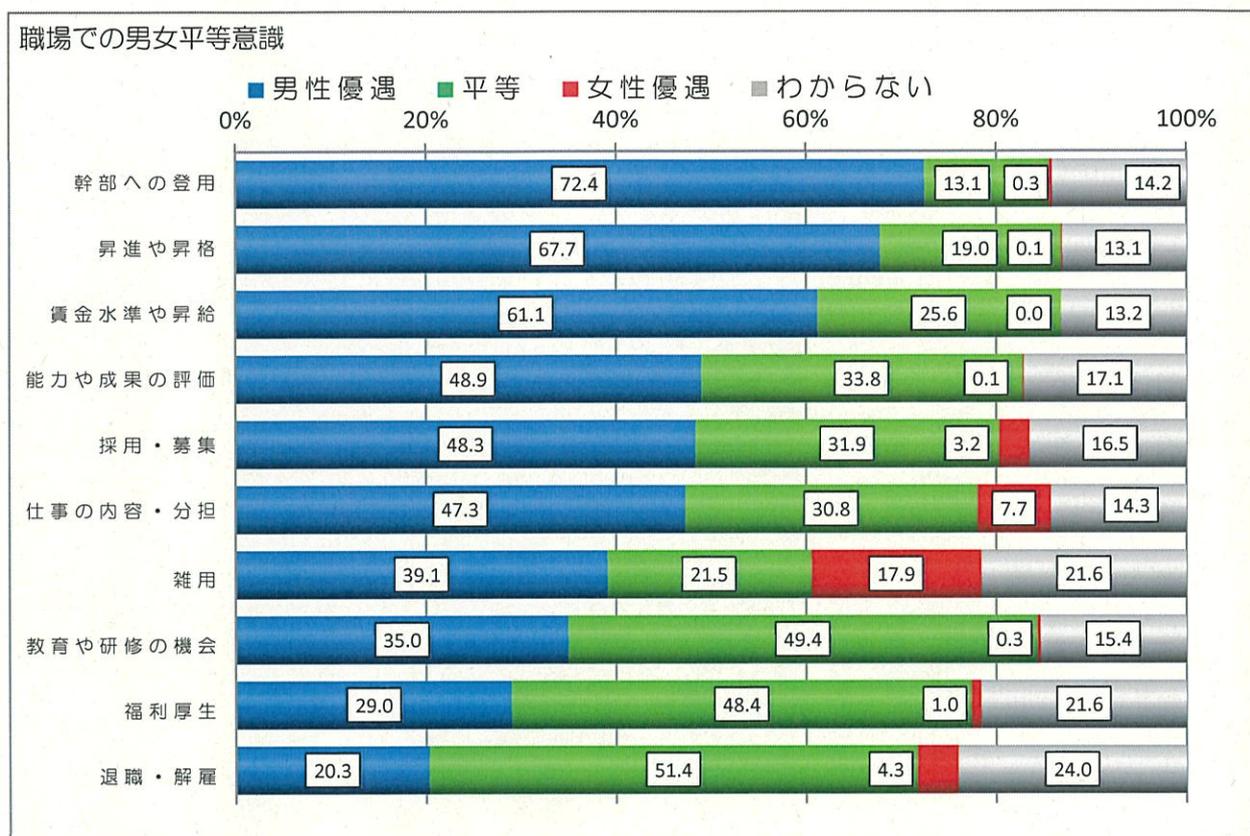
今後、那珂市が男女共同参画社会を形成するために重要だと思うことについての結果を見てみます。



1番値が高かった「育児や介護サービスの充実」と、前出の男女の平等意識のアンケート項目の中の「家庭生活」において、「男性が優遇されている」と答えた値が約5割を占めている状況と照らし合わせてみると、育児や介護といった「家庭生活」においては、男女平等な状況が進んでおらず、支援策が必要であると考えられます。この他の項目を見ても、「男性が優遇されている」ととらえられている状況を変革していくことが、男女共同参画社会を形成するうえで重要だととらえられていることが分かります。

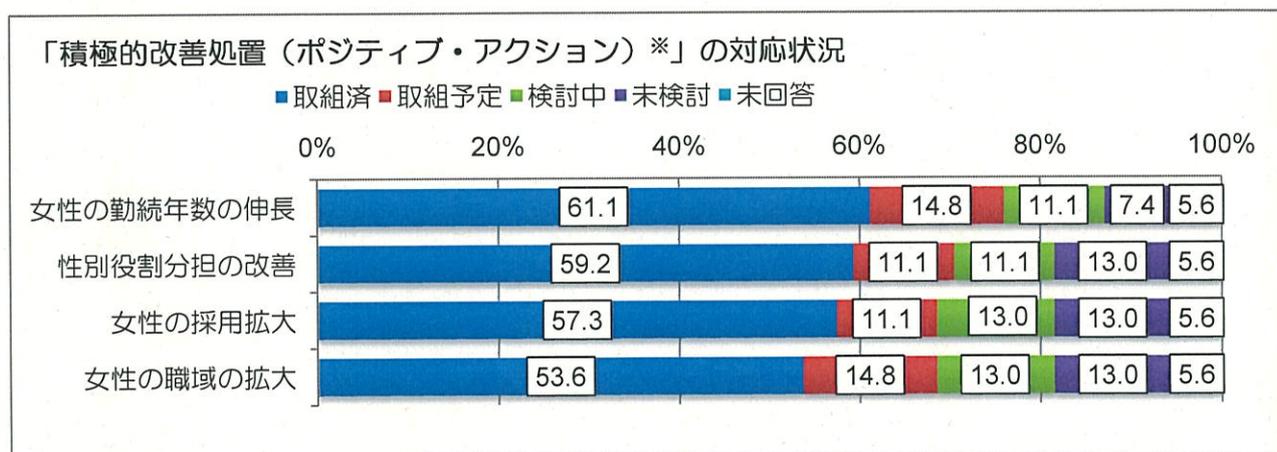
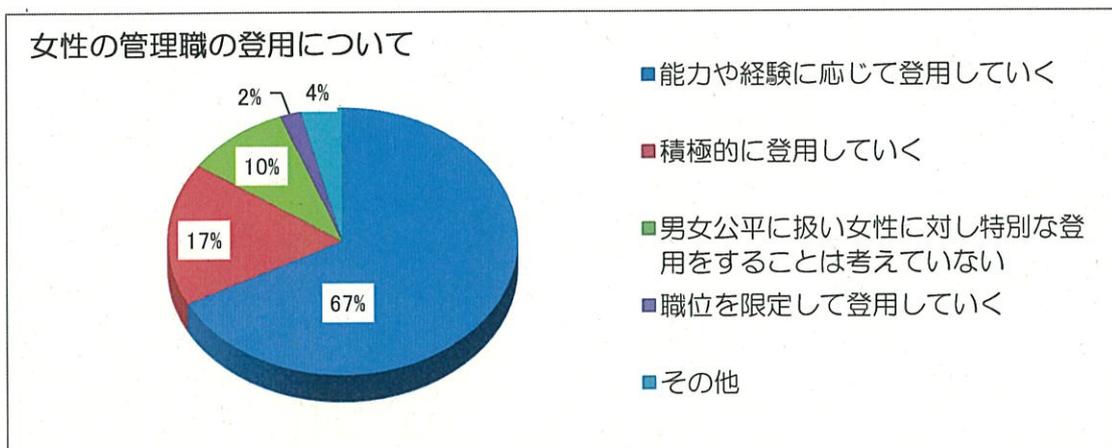
(4) 職場における男女平等意識について

職場における男女平等意識についての回答状況を見てみます。



「教育や研修の機会」、「福利厚生」、「退職・解雇」といった、雇用における基本的な項目については、平等であると感じている値が5割を超えている一方で、「幹部への登用」や「昇進や昇格」、「賃金水準や昇給」等の、職場における待遇においては、「男性が優遇されている」と感じている人が多い結果となっています。

これに対し、事業所アンケートの結果をみます。



※「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」とは

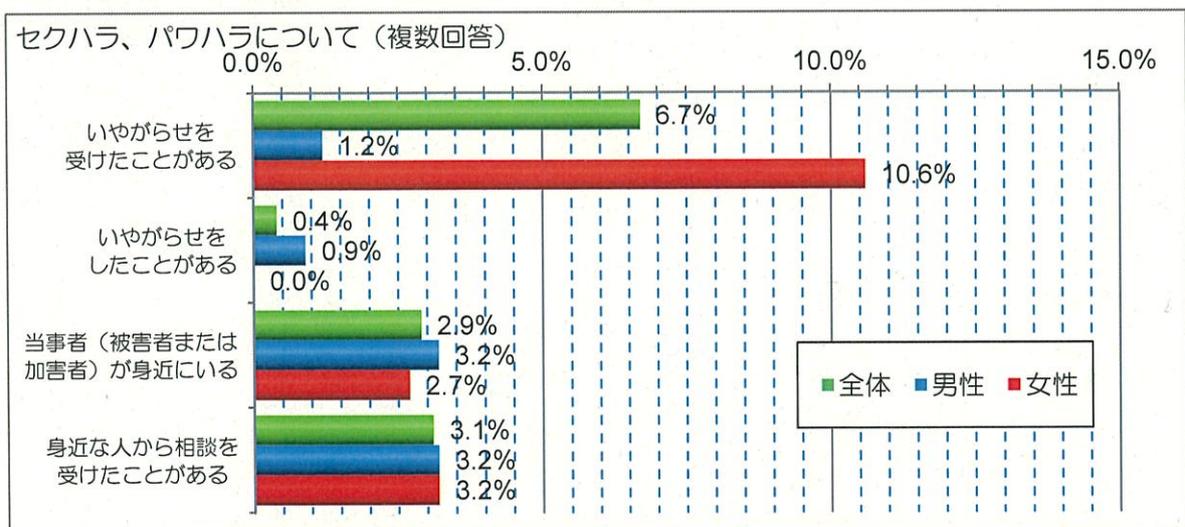
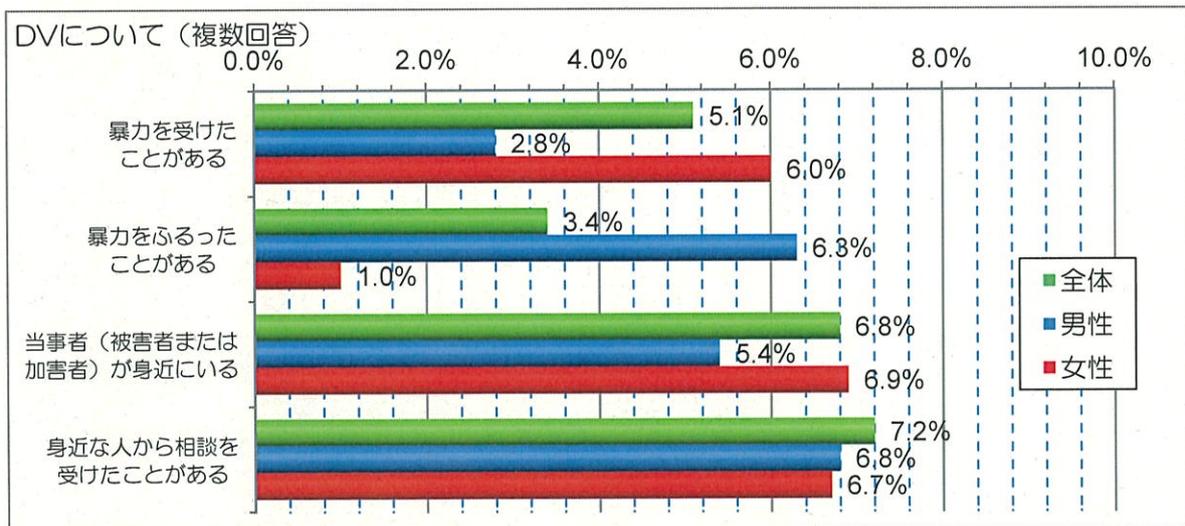
社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現しようとする措置。働く場においていえば、性別による固定的役割分担意識や過去の経緯から、職場における男女の労働機会に差が生じている場合、このような差を解消するために個々の事業主が積極的かつ自主的に行う取組のことをいいます。

働いている人が職場において感じている意識に比べ、雇う側である事業主は、性別による待遇の差をつけてはおらず、職場における男女の格差について、積極的に対応しているという回答が多くみられます。事業主の「能力や経験に応じて登用していく」という回答の値が6割を超えていますが、その「能力」を伸ばし「経験」を積む機会が男女平等に与えられていなければ、登用の機会についても平等である

とは言えません。家事や育児について、女性の負担が重くなっている現状を見ると、女性は職場において男性と同等の時間を割くことが難しく、そのような機会を十分に生かせない可能性があります。少子高齢化によって労働力人口が減少していく中、多様な人材を確保し事業所の活力を維持拡大していくためにも、女性の活躍を推進していくことが重要です。そのためには男性の協力が不可欠であり、現在の男性中心型労働習慣等を変革し、職場における男女共同参画を推進してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指すことが必要であると考えます。

(5) 人権の尊重について

重大な人権侵害である DV（ドメスティック・バイオレンス）^{*}や、ハラスメント行為等の暴力についての回答を見てみます。

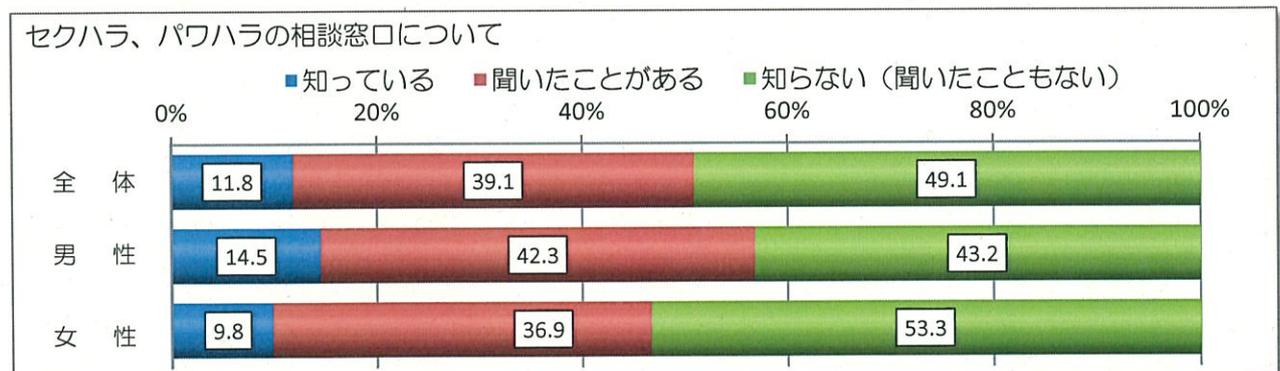
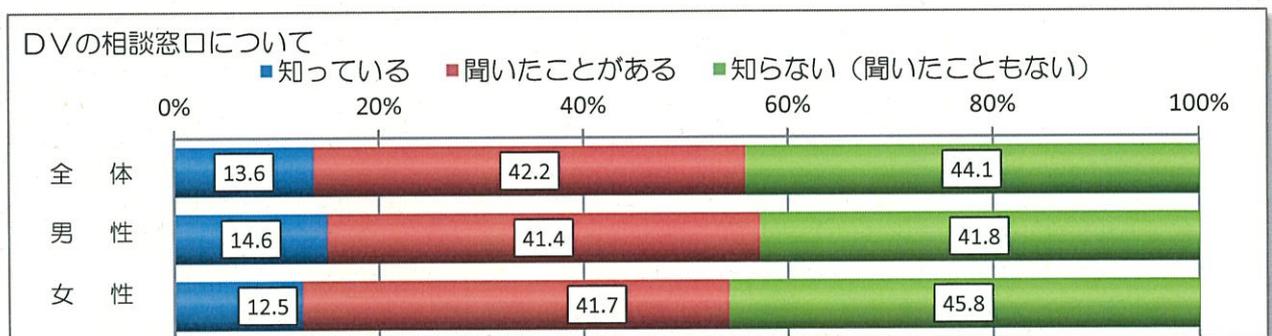


※「DV（ドメスティック・バイオレンス）」とは

配偶者や恋人等の親密な関係（過去に親密であった関係も含まれる。）にある男女間における、身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力等のことをいいます。

「暴力を受けたことがある」と回答した女性は 6.0%、「いやがらせを受けたことがある」と回答した女性は 10.6%で、数値としては低いものの、同じ設問に対する男性の回答と比較してみても、被害を受けているのは女性の方が多いことが分かります。また、「暴力をふるったことがある」と回答した男性の値は 6.3%で、女性の回答の6倍以上になっており、男性が加害者で女性が被害者であることが多いというDVの傾向が見えてきます。

本来暴力は、その対象の性別、加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている現在の社会構造の実態からみると、特に女性に対する暴力について対応していく必要があります。



一方で、DVやハラスメントを受けてしまった時に相談する窓口について、約半数の人が「知らない（聞いたこともない）」と答えており、更なる啓発活動が必要であると考えます。

3 今後の課題

第1次プランの推進状況と評価、市民アンケート調査等の結果の検証等から以下のとおりの課題が浮かび上がり、今後取り組むべき方向性が見えてきます。

- 男女間の「平等」意識の差の解消
- 性別による固定的役割分担意識の改革
- 男女共同参画に関する理解の促進
- あらゆる分野での男女共同参画の推進
- 女性参画の拡大
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 職場における男女共同参画の推進
- 家庭における男女共同参画の推進
- 人権の尊重と暴力による人権侵害の防止

第3章

基本構想



男女を取り巻く社会情勢や意識の変化、第1次プランの推進状況の検証等を踏まえ、第2次プランでは男女共同参画社会を実現していくための基本理念を定め、それに基づいて計画を策定するための視点、3つの基本目標を定めました。

1 基本理念

誰もが人として自分らしさを発揮し生き生きと暮らすためには、性別による役割分担意識や慣習にとらわれず、世代や立場を越えた相互の理解と、社会全体の支え合いが必要です。また、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野の活動に参画し、ともに喜びも責任も分かちあい互いに認めあうことは、主体的で多様な生き方を可能とするために大切なことです。

第1次プランでは、^{ひと}男と^{ひと}女が互いに助け合いながら、誰もが人として輝き心豊かに生きられるまちを目指し、様々な施策を行ってきました。それにより、男女共同参画に対する市民の意識の変革は徐々に進んできているといえますが、完全なる男女共同参画社会の実現には至っていないため、継続した事業展開が求められています。

この現状を踏まえ、これからの10年を見据えた第2次プランを策定するにあたり、これまでの第1次プランにより培ってきた男女共同参画社会実現に向けた素地を受け継ぎ、さらに発展させていくためには、基本的な理念は変更せず、継続した施策実行が必要であると考えました。

そのため、この計画の基本理念を次のように定めました。

^{ひと} ^{ひと}
男と女がともに輝けるまち

2 計画策定の視点

男女を取り巻く社会情勢や意識の変化、第1次プランの推進状況の検証や当市の現状の分析等を踏まえ、男女共同参画社会を実現するための新たなプランを策定するにあたり、基本理念を踏まえ、次の4つの視点を定めました。



○男女の人権及び個性の尊重

男女の人権や個性を尊重し、お互いの特性や多様な個性を受け入れることが、男女共同参画社会における基本となります。

○パートナーシップの構築

男女間に優劣をつけることなく、互いを対等なパートナーとして認め合うことが必要です。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

男女がともに個性と能力を発揮し、協力して職業生活その他の社会生活と家庭生活に参画することは、性別にとらわれない多様な生き方を可能にします。

○社会構造の変化への対応

男女を取り巻く社会情勢や意識の変化に対応し、男女共同参画社会実現に向け必要とされる事業を展開していくことが必要です。

3 計画の基本目標

この計画では、男女共同参画社会「男と女がともに輝けるまち」の実現を目指して、3つの基本目標を定めました。

基本目標 1

男女が互いを尊重し認めあうまち

男女共同参画社会の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと等、男女の人権や個性が尊重されることが重要です。

一方、女性に対する差別や暴力は重大な人権侵害であり、暴力の根絶と被害者の救済は、男女共同参画社会の重要な課題のひとつです。

「男だから～」「女だから～」といった性別による固定的役割分担意識を改革し、男女の特性や違いを認めたくえて、お互いの人権や個性を尊重して責任を分かち合い、多様な生き方を自らの意志で選択できる社会を目指します。

基本目標 2

男女がともに参画してつくるまち

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって行政や各種事業、地域等、社会のあらゆる分野における活動に、共同して参画する機会が確保されることが必要です。

また、幼少期から性別による固定的役割分担意識の解消も含めた男女共同参画に係る教育を推進することで、性差に関する偏見や慣習等にとらわれず、それぞれの希望や個性に応じ、自らの人生を選択することができるよう支援することも重要です。

男女共同参画社会実現に向けた意識を高め、男女がともにあらゆる分野における活動に参画できる機会を促進し、多様な意見が反映される住みよいまちを目指します。

とれるまち

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、個人の活動がより多様化している現代において、ますます重要なものとなっています。男女がともに社会参画をしていくためには、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族を構成する男女が、ライフステージに応じてともに話し合い、それぞれの個性や特性に応じて役割分担し、家庭生活とそれ以外の活動を両立することができるように協力し合うことが必要です。

男女がともに個性と能力を発揮し、職業生活その他の社会生活と家庭生活に参画することは、多様な生き方を可能にし、豊かな生活につながることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が可能な社会環境づくりを目指します。

第4章

基本計画



第1次プランの推進状況の検証や、市民アンケート調査等の結果による当市の現状の分析等を踏まえ、前章で定めた3つの基本目標のもとに、3つの基本方針を定めました。また、それに基づき取り組むべき施策の方向を示します。

基本目標 1 男女が互いを尊重し認めあうまち

基本方針 男女の人権及び個性の尊重

男女の人権を尊重し、人権を侵害する暴力の根絶を目指します。また性別による固定的役割分担意識等にとらわれず、男女が互いの特性や個性を認めあい、お互いを尊重できる意識を醸成します。

施策の方向 1 人権教育等の推進

人権教育等を推進して人権についての理解を深め、性別にとらわれずお互いの人権を守り尊重する意識等を醸成します。

また、一人ひとりの個性の多様性を受容できる意識の啓発や、関係する情報の提供を推進します。

施策の方向 2 性別による固定的役割分担意識等の改革

「男だから～」「女だから～」といった性別による固定的役割分担意識や、性差に関する偏見をなくすよう意識啓発等を行い、慣習等にとらわれず、自分の意志や個性によって自由に選択し、様々な活動へ参画できる意識を醸成します。

施策の方向3 暴力による人権侵害の防止と被害者への支援

DVをはじめ、ストーカー行為、性犯罪、各種ハラスメント等の暴力、暴言、嫌がらせ等による人権侵害の根絶を目指し、これらの知識の普及・啓発を行います。また関係機関等と連携し、被害者への支援を実施します。

なお、この「施策の方向3」を、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に規定された市町村基本計画として位置づけます。

基本目標 2 男女がともに参画してつくるまち

基本方針 あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画社会実現に向けた意識啓発や情報提供等を行い、あらゆる分野において男女がそれぞれの個性や能力に応じ、共同して参画できる環境づくりを推進します。

施策の方向 1 男女共同参画の啓発の充実

男女共同参画に関する啓発を充実し、広報活動や学習機会の提供に努め、男女共同参画社会についての理解の促進を図ります。

施策の方向 2 幼少期からの男女共同参画教育の推進

幼少期からの男女共同参画についての学習機会を拡充し、性差に関する偏見や性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、それぞれの適性や個性に応じ、自らの希望により人生を選択できる能力を身につけられるよう支援します。

施策の方向3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

政策の立案や決定の過程に男女がともに参画し、男女の考え方や多様な意見を反映させることができるよう取り組みます。

なお、この「施策の方向3」を、女性活躍推進法第6条第2項に規定された市町村推進計画として位置づけます。

施策の方向4 男女が共同して参画する地域活動の促進

男女が共同して参画する地域活動への関心を高める取組を行い、多様な意見を反映した住みよいまちづくりができるよう支援します。

施策の方向5 男女共同参画の視点からの防災・防犯体制づくりの推進

誰もが安心して暮らすために、男女がともに参画し多様な意見を反映した防災・防犯体制づくりを促進します。

基本目標3 男女がともに仕事と生活の調和がとれるまち

基本方針 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女がともに充実した職業生活、社会生活、家庭生活を送るため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指すための支援に取り組みます。

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発の充実

男女がともに個性と能力を発揮し、それぞれの希望に応じた多様な生き方を可能にするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指し、意識啓発や情報提供を推進します。

施策の方向2 女性の就業支援

就業を希望する女性が増加している状況を踏まえ、その能力と個性を十分に発揮して働くことができるよう情報提供を行う等、関係機関等と連携して支援します。

施策の方向3 職場における男女共同参画の推進

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう意識啓発を行います。

施策の方向4 男女がともに担う子育て・介護支援

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するため、男女がともに子育てや介護に参加できるよう、育児や介護の社会的支援の充実を図ります。

なお、この「施策の方向1」から「施策の方向4」を、女性活躍推進法第6条第2項に規定された市町村推進計画として位置づけます。

施策の方向5 ひとり親家庭への支援

子育てや家庭生活上の問題に対し、ひとりで対応しなければならないひとり親家庭に対し、子育て・生活上の支援や、経済的自立に向け支援する取組を推進することで、ひとり親家庭のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指します。

施策の方向6 男女が共同して参画する家庭生活の重要性の啓発

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能とするため、すべての生活の基本となる家庭生活について、ライフステージに応じて男女が対等に話し合い、それぞれの個性や特性に応じて役割分担をしていく重要性について啓発します。

資料編



計画策定の経過

期 日	内 容
平成 28 年 1 月 15 日 ～平成 28 年 2 月 12 日	那珂市男女共同参画に関する市民アンケート調査 (配布数 2,000 通、回収率 40.7%)
平成 28 年 12 月 19 日	◆ 第 1 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂市男女共同参画プラン策定委員会運営に関する確認 ・ 第 2 次那珂市男女共同参画プラン策定スケジュール報告 ・ 講話「男女共同参画推進の現状と市男女共同参画プランに求められるもの」(講師：茨城県女性プラザ女性プラザ課 社会教育主事 方波見真弓氏)
平成 29 年 1 月 12 日	◆ 第 2 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後期実施計画実施状況及び市民アンケート結果報告 ・ アンケート結果等からの第 1 次那珂市男女共同参画プランの検証
平成 29 年 2 月 17 日	平成 28 年度後期計画推進委員会 兼 □ 第 1 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告 ・ 後期実施計画実施状況の確認 ・ 第 2 次プラン「計画策定の視点」の協議
平成 29 年 3 月 17 日	◆ 第 3 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂市男女共同参画に関する市民アンケート結果検証 ・ 後期実施計画実施状況の確認 ・ 第 2 次プラン「計画策定の視点」の協議
平成 29 年 5 月 26 日	□ 第 2 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 次プランとワーキング委員の役割についての説明 ・ 第 2 次プラン策定の進行状況及び策定スケジュールの報告 ・ 第 2 次プラン「計画策定の視点」の協議 ・ 第 2 次プラン「基本構想(基本理念及び基本目標)」の協議
平成 29 年 6 月 26 日	◆ 第 4 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチームの設置についての説明 ・ 第 2 次プラン策定スケジュールの報告 ・ 第 2 次プラン「計画策定の視点」の協議 ・ 第 2 次プラン「基本構想(基本理念及び基本目標)」の協議

期 日	内 容
平成 29 年 8 月 18 日	<input type="checkbox"/> 第 3 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム会議 ・ 第 2 次プラン「計画策定の視点」の協議 ・ 第 2 次プラン「基本構想（基本理念及び基本目標）」の協議 ・ 第 2 次プラン「基本計画（基本方針及び施策の方向）」の協議
平成 29 年 9 月 1 日	<input type="checkbox"/> 第 4 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム会議 ・ 第 2 次プラン「基本目標」の協議 ・ 第 2 次プラン「基本計画（基本方針及び施策の方向）」の協議
平成 29 年 9 月 29 日	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会 ・ 第 2 次プラン「基本目標」の協議 ・ 第 2 次プラン「基本計画（基本方針及び施策の方向）」の協議
平成 29 年 11 月 1 日	<input type="checkbox"/> 第 5 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム会議 ・ 第 2 次プラン「施策の方向」の協議 ・ 第 2 次プラン前期実施計画（案）の協議
平成 29 年 11 月 22 日	<input checked="" type="checkbox"/> 第 6 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会 ・ 第 2 次プラン「施策の方向」の協議 ・ 第 2 次プラン（案）の協議 ・ 第 2 次プラン前期実施計画（案）の協議
平成 29 年 12 月 18 日 ～平成 30 年 1 月 17 日	パブリック・コメント実施
平成 30 年 1 月 16 日	<input type="checkbox"/> 第 6 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム会議 ・ 第 2 次プラン（案）の協議 ・ 第 2 次プラン前期実施計画（案）の協議
平成 30 年 1 月 26 日	<input checked="" type="checkbox"/> 第 7 回那珂市男女共同参画プラン策定委員会 ・ 第 2 次プラン（案）の協議 ・ 第 2 次プラン前期実施計画（案）の協議
平成 30 年 2 月 5 日	庁議決定（本計画策定）

那珂市男女共同参画プラン策定委員会設置要項

(設置)

第1条 市における男女共同参画社会の実現を目指し、那珂市男女共同参画プラン（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するため、那珂市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの調査研究及び策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画プラン策定に関し、必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 副市長
- (4) 市関係職員
- (5) その他市長が認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、男女共同参画プランの策定が終了したときまでとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を、必要に応じ市長に報告するものとする。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年9月1日から施行する。

那珂市男女共同参画プラン策定委員名簿

職名	氏名	所属・役職等	備考
委員長	宮本 俊美	副市長	
副委員長	岡田 悦子	女性ネットワークなか 会長	
副委員長	松川 玲子	茨城県男女共同参画推進員	
委員	篠原 恵子	那珂地区交通安全母の会 会長	
委員	川又 友美	那珂市地域自立支援協議会 会長 那珂市知的障がい者相談員	
委員	市野沢 伊司	茨城県男女共同参画推進員	
委員	海野 寿江	茨城県男女共同参画推進員	
委員	鈴木 裕子	公霧	
委員	須藤 智子	那珂市商工会	
委員	会沢 信明	常陸農業協同組合	
委員	金子 敬司	那珂市学校長会 会長 白鳥学園那珂市立瓜連中学校長	平成28年度
	岩上 義宏	那珂市学校長会 副会長 ばら野学園那珂市立五台小学校長	平成29年度
委員	篠原 英二	企画部 政策企画課長	平成28年度
	大森 信之		平成29年度
委員	川田 俊昭	総務部 総務課長	
委員	清水 貴	保健福祉部 こども課長	平成28年度
	大森 晃子		平成29年度
委員	平松 良一	保健福祉部 介護長寿課長	平成28年度
	池崎 みち子		平成29年度
委員	片岡 祐二	保健福祉部 健康推進課長	
委員	中庭 康史	産業部 商工観光課長	平成28年度
	浅野 和好		平成29年度
委員	高橋 秀貴	教育委員会 学校教育課長	平成28年度
	小橋 聡子		平成29年度
委員	根本 実	教育委員会 生涯学習課長	平成28年度
	高安 正紀		平成29年度
アドバイザー	水嶋 陽子	常磐大学 人間科学科 教授	

那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 那珂市男女共同参画プラン策定委員会設置要項(平成28年那珂市告示第96号。以下「要項」という。)第8条の規定に基づき、男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームの所掌事務は、次に掲げる事項とし、必要に応じ那珂市男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)へ報告するものとする。

- (1) 男女共同参画プランの調査研究
- (2) 男女共同参画プランの進捗状況
- (3) 男女共同参画プランの点検
- (4) その他必要と認める事項

(構成員)

第3条 ワーキングチームの委員は、企画部、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、上下水道部、教育部及び消防本部から1名ずつ要項第5条に規定する委員長が指名するものとする。

(役職)

第4条 ワーキングチームには、互選によりリーダー及び副リーダーを置く。

2 リーダーは、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。

3 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 ワーキングチームの委員の任期は、要項第4条に規定する委員会の委員の任期に準ずるものとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(会議)

第6条 ワーキングチームの会議は、必要に応じリーダーが招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年9月1日から施行する。

那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム名簿

平成28年度

所属部局	所属課	職名	氏名	備考
企画部	秘書広聴課	課長補佐	会沢 義範	リーダー
総務部	総務課	課長補佐	飛田 建	
市民生活部	市民課	課長補佐	会沢 和代	サブリーダー
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	山田 明	
産業部	農政課	課長補佐	柏 正裕	
建設部	建築課	課長補佐	岡本 哲也	
上下水道部	水道課	課長補佐	鹿志村 則男	
教育部	生涯学習課 図書館	副館長	平野 玉緒	
消防本部	総務課	係長	宮崎 仁知	

平成29年度

所属部局	所属課	職名	氏名	備考
企画部	秘書広聴課 市民相談室	室長補佐	鈴木 正寿	
	政策企画課	主幹	澤田 絵理	
総務部	財政課	係長	牧野 宏美	
	税務課	係長	佐々木 伸之	
市民生活部	防災課	係長	萩野谷 貴之	
	環境課	係長	生田目 千春	
保健福祉部	こども課	係長	古谷 武	
	介護長寿課	主事	佐々木 桂子	
産業部	農政課	係長	薄井 享	
	商工観光課	係長	植田 剛史	
建設部	都市計画課	課長補佐	出野 里米香	
	建築課	課長補佐	岡本 哲也	
上下水道部	下水道課	主幹	水越 梨紗	
	水道課	主幹	桜井 崇亮	
教育部	学校教育課	課長補佐	寺門 征信	リーダー
	生涯学習課 図書館	副館長	平野 玉緒	サブリーダー
消防本部	総務課	課長補佐	堀江 正美	
	警防課	主査	仲田 康人	

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思

によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本

理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響

に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に應じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日に

おける旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（1）から（10）まで 略

（11） 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

茨城県男女共同参画推進条例

(平成 13 年 3 月 28 日茨城県条例第 1 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止(第 19 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(3) 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第 10 条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第 12 条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第 13 条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第 14 条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第 16 条 県は、付属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく付属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 事業主行動計画等

第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）

第 2 節 一般事業主行動計画（第 8 条—第 14 条）

第 3 節 特定事業主行動計画（第 15 条）

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条—第 25 条）

第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）

第 6 章 罰則（第 29 条—第 34 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し

て、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

（2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところ

るにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平29法14・一部改正)

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- (2) 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
 - (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - (4) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (平 29 法 14・一部改正)

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日

（2）及び（3） 略

（4） 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「100 分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 10 条第

10 項第 5 号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 38 条第 3 項の改正規定（「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める部分に限る。）、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 30 条第 1 項の表第 4 条第 8 項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第 1 項及び第 51 条の項及び第 48 条の 3 及び第 48 条の 4 第 1 項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成 30 年 1 月 1 日

（罰則に関する経過措置）

第 34 条 この法律（附則第 1 条第 4 号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

(平 25 法 72・改称)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等 (第 3 条―第 5 条)

第 3 章 被害者の保護 (第 6 条―第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令 (第 10 条―第 22 条)

第 5 章 雑則 (第 23 条―第 28 条)

第 5 章の 2 補則 (第 28 条の 2)

第 6 章 罰則 (第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平 16 法 64・一部改正)

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第 28 条

の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平16法64・平25法72・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平16法64・一部改正)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(平16法64・追加、平19法113・改称)

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平16法64・追加、平19法113・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平16法64・追加、平19法113・一部改正）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平16法64・平19法113・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶

者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平 16 法 64・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第 7 条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平 16 法 64・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第 8 条の 2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平 16 法 64・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第 8 条の 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平 16 法 64・追加、平 26 法 28・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（平16法64・一部改正）

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

（平16法64・追加）

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（1） 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠として
いる住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所
又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられる
ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定に
よる命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して
次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状
態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電
話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話を
かけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送
付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又
はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状
態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この
項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居してい
るときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていること
その他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会する
ことを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号
の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その
生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効
力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過
する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。
以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につ
きまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をは

いかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平16法64・平19法113・一部改正）

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

（1） 申立人の住所又は居所の所在地

（2） 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平16法64・平19法113・一部改正）

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

（1） 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

(2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平16法64・平19法113・一部改正）

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平16法64・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容

を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平 16 法 64・平 19 法 113・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平 16 法 64・平 19 法 113・一部改正)

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平16法64・平19法113・一部改正)

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(平16法64・平19法113・一部改正)

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の

規定による命令を再度発する必要があると認めるとき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(平16法64・全改、平19法113・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平16法64・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の

心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平 16 法 64・一部改正)

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平 16 法 64・一部改正)

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平 16 法 64・一部改正)

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(平 25 法 72・追加)

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手

第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合
-------------	----------------------	--------------------------

(平 25 法 72・追加)

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(平 25 法 72・一部改正)

第 30 条 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

(平 16 法 64・平 25 法 72・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 7 条、第 9 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第四号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平 16 法 64・一部改正)

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年7月3日法律第72号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 （平成26年4月23日法律第28号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

第2次那珂市男女共同参画プラン

平成30年3月発行

那珂市 市民生活部 市民協働課

茨城県那珂市福田 1819 番地 5

T E L 029-298-1111 (代表)

F A X 029-352-1021

H P : <http://www.city.naka.lg.jp>

男女共同参画社会とは。。。。。



男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

(男女共同参画社会基本法 第2条より)